

## 1 6 建設産業における生産システム合理化指針

工事請負共通仕様書

共通編

平成23年3月

大阪市建設局

添付資料 18 建設産業における生産システム

合理化指針参照

# 1 7 建設業法令遵守ガイドライン

工事請負共通仕様書

共通編

平成23年3月

大阪市建設局

添付資料 19 建設業法令遵守ガイドライン参照

## 1 8 大阪市グリーン調達方針（抜粋）-公共工事分野-

工事請負共通仕様書

共通編

平成23年3月

大阪市建設局

添付資料 20 大阪市グリーン調達方針(抜粋)

公共工事分野参照

## 1 9 建設工事公衆災害防止対策要綱 [土木工事編]

工事請負共通仕様書

共通編

平成23年3月

大阪市建設局

添付資料 21 建設工事公衆災害防止対策要綱

[土木工事編]参照

## 2 0 建設副産物適正処理推進要綱

工事請負共通仕様書

共通編

平成23年3月

大阪市建設局

添付資料 22 建設副産物適正処理推進要綱

参照

## 21 再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）の作成

## 再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）

- （１） 建設副産物適正処理推進要綱に基づいて、建設副産物の発生の抑制、再利用の促進、適正処分を計画的かつ効率的に行うことを目的としたものである。
- （２） 受注者は、工事の施工前及び完成時においては、「大阪市建設リサイクルガイドライン」に基づき、再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）を作成し、当会社監督職員に提出すること。

### 【大阪市建設リサイクルガイドライン】

<http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000393667.html>

発注機関コード\* 1

機 関 名 (大阪市)	機関コード
建設局 総務部	2 7 1 0 1 8
建設局 道路部	2 7 1 0 1 6
建設局 下水道河川部	2 7 1 0 1 0
建設局 東部方面管理事務所	2 7 1 0 1 1
建設局 西部方面管理事務所	2 7 1 0 1 2
建設局 南部方面管理事務所	2 7 1 0 1 3
建設局 北部方面管理事務所	2 7 1 0 1 4
建設局 公園緑化部	2 7 1 0 0 5
建設局 天王寺動物公園事務所	2 7 1 0 0 9
建設局 臨港方面管理事務所	2 7 1 0 1 7
水道局 総務部	2 7 1 0 3 0
水道局 工務部	2 7 1 0 3 1
港湾局	2 7 1 0 4 0
都市整備局 企画部	2 7 1 0 5 5
都市整備局 住宅部	2 7 1 0 5 7
都市整備局 公共建築部	2 7 1 0 5 8
環境局	2 7 1 0 5 4
経済戦略局	2 7 1 0 6 0
副首都推進局	2 7 1 0 6 1
I R 推進局	2 7 1 0 6 2
大阪港埠頭㈱	2 7 1 0 7 1
その他 (外郭団体含む)	2 7 1 0 9 9

受注者コード \* 2

会社名	請負者コード	会社名	請負者コード
日本建設業連合会加盟会社	7 9 0 0 0	日本ツーバイフォー建築協会加盟会社	8 3 0 0 0
建築業協会加盟会社	8 0 0 0 0	日本木造住宅産業協会加盟会社	8 4 0 0 0
日本土木工業協会加盟会社	8 0 5 0 0	各県建物解体業協会加盟会社	8 5 0 0 0
各県建設業協会加盟会社	8 1 0 0 0	住宅産業解体処理業連絡協議会加盟会社	8 5 5 0 0
プレハブ建築協会加盟会社	8 2 0 0 0	その他の加盟団体又は団体に属さない	8 6 0 0 0

注：団体に重複して加盟している場合は、いずれかの団体のコードを記入して下さい。

工事種別コード \* 3

コード	工事種別	
A-1	築堤	河川関係工事
A-2	護岸	
A-3	浚渫	
A-4	構造物	
A-5	ダム	
A-6	砂防	
A-7	その他	
A-8	海岸工事	
B-1	改良	道路関係工事
B-2	舗装	
B-3	橋梁	
B-4	ずい道	
B-5	維持修繕	
B-6	共同溝	
B-9	その他	

コード	工事種別	
C-1	土地改良、区画整理	農林関係工事
C-2	農道	
C-3	農林その他	
D	水産関係工事	
E	上・工水道関係工事	
F	土地造成、区画整理関係工事	
G	公園関係工事	
H	下水道関係工事	
I	空港、港湾関係工事	
J	鉄道、軌道関係工事	
K	災害復旧関係工事	
L	電線路工事	
M	その他の公共土木工事 (民間公益企業発注工事は選択出来ません)	

コード	工事種別	
M-1	管工事(ガス管等)	公共 出来 ませ ん選 択
M-2	ゴルフ場工事	
M-3	構内環境整備工事	
M-4	その他の土木工事	
N	非木造新築・増築	建 築 工 事
O	非木造改築・改修	
P	非木造解体	
Q	木造改築・改修	
R	木造改築・改修	
S	木造解体	

住所コード \* 4

区名	コード	区名	コード
[大阪市]	27100		
都島区	27102	旭区	27117
福島区	27103	城東区	27118
此花区	27104	阿倍野区	27119
西区	27106	住吉区	27120
港区	27107	東住吉区	27121
大正区	27108	西成区	27122
天王寺区	27109	淀川区	27123
浪速区	27111	鶴見区	27124
西淀川区	27113	住之江区	27125
東淀川区	27114	平野区	27126
東成区	27115	北区	27127
生野区	27116	中央区	27128

## 2 2 土木工事安全施工技術指針

工事請負共通仕様書

共通編

平成23年3月

大阪市建設局

添付資料 24 土木工事安全施工技術指針

参照

## 2 3 建設機械施工安全技術指針

工事請負共通仕様書

共通編

平成23年3月

大阪市建設局

添付資料 25 建設機械施工安全技術指針

参照

## 2 4 建設工事に伴う騒音振動対策技術指針

工事請負共通仕様書

共通編

平成23年3月

大阪市建設局

添付資料 26 建設工事に伴う騒音振動対策技術指針

参照

## 2 5 騒音・振動規制法及び大阪府条例による特定建設作業の届出

工事請負共通仕様書

共通編

平成23年3月

大阪市建設局

添付資料 27 騒音・振動規制法及び  
大阪府条例による特定建設作業の届出参照

## 26 セメント及びセメント系固化材を使用した 改良土等の六価クロム溶出試験実施要領(案)

## セメント及びセメント系固化材を使用した改良土等の六価クロム溶出試験実施要領 (案)

### 1. 適用範囲

本試験要領は、セメント及びセメント系固化材を原位置若しくはプラントにおいて土と混合する改良土の六価クロムの溶出試験に適用するものとし、対象工法は表-1のとおりとする。ここで、セメント及びセメント系固化材とは、セメントを含有成分とする固化材で、普通ポルトランドセメント、高炉セメント、セメント系固化材、石灰系固化材をいい、これに添加剤を加えたものを含める。

### 2. 試験の種類及び方法

本試験要領における六価クロム溶出試験は、以下の方法で構成される。

2-1 セメント及びセメント系固化材の地盤改良に使用する場合の試験 本試験では原地盤内の土と混合して施工される地盤改良を対象とする。

#### (1) 配合設計の段階で実施する環境庁告示46号溶出試験（以下、「試験方法1」という）

環境庁告示46号の溶出試験は、土塊・団粒を粗砕した2mm以下の土壌を用いて6時間連続振とうした後、六価クロム溶出量を測定する方法である<sup>注1</sup>。この試験は、固化材が適切かどうかを確認することを目的に行う。

#### (2) 施工後に実施する環境庁告示46号溶出試験（以下、「試験方法2」という）

改良された地盤からサンプリングした試料を用い、実際に施工された改良土からの六価クロムの溶出量を確認する目的で行う。

#### (3) 施工後に実施するタンクリーチング試験（以下、「試験方法3」という）

タンクリーチング試験は、塊状にサンプリングした試料を溶媒水中に静置して六価クロム溶出量を測定する方法である（添付資料2を参照）。この試験は、改良土量が5,000m<sup>3</sup><sup>注2</sup>程度以上又は改良体本数が500本程度以上の改良工事のみを対象に、上記(2)で溶出量が最も高かった箇所について、塊状の試料からの六価クロムの溶出量を確認する目的で行う。

#### (4) 試験方法2及び3の実施をしない場合

試験方法1で六価クロム溶出量が土壤環境基準を超えなかったセメント及びセメント系固化材を地盤改良に使用する場合、試験方法2及び3を実施することを要しない。ただし、火山灰質粘性土を改良する場合は、試験方法1の結果にかかわらず、試験方法2及び3を実施するものとする。

##### 注1) 環境庁告示46号溶出試験

(添付資料1)のとおり、平成3年8月23日付け環境庁告示46号に記載された規格で行う。

注2) 施工単位がm<sup>2</sup>となっている場合はm<sup>3</sup>への換算を行う。

2-2 セメント及びセメント系固化材を使用した改良土を再利用する場合の試験 本試験は、以下に示すような再利用を目的とした改良土を対象とする。

- 1) 建設発生土及び建設汚泥の再利用を目的として、セメント及びセメント系固化材によって改良する場合
- 2) 過去若しくは事前にセメント及びセメント系固化材によって改良された改良土を掘削し、再利用する場合

表-1 溶出試験対象工法

工種	種別	細別	工法概要
地盤改良工	固結工	粉体噴射攪拌高圧噴射攪拌スラリー攪拌	<深層混合処理工法>地表からかなりの深さまでの区間をセメント及びセメント系固化材と原地盤土とを強制的に攪拌混合し、強固な改良地盤を形成する工法
		薬液注入	地盤中に薬液（セメント系）を注入して透水性の減少や原地盤強度を増大させる工法
	表層安定処理工	安定処理	<表層混合処理工法>セメント及びセメント系固化材を混入し、地盤強度を改良する工法
	路床安定処理工	路床安定処理	路床土にセメント及びセメント系固化材を混合して路床の支持力を改善する工法
舗装工	舗装工各種	下層路盤 上層路盤	<セメント安定処理工法>現地発生材、地域産材料又はこれらに補足材を加えたものを骨材とし、これにセメント及びセメント系固化材を添加して処理する工法
仮設工	地中連続壁工 (柱列式)	柱列杭	地中に連続した壁面等を構築し、止水壁及び土留擁壁とする工法のうち、ソイルセメント柱列壁等のように原地盤土と強制的に混合して施工されるものを対象とし、場所打ちコンクリート壁は対象外とする。
<p>&lt;備考&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 土砂にセメント及びセメント系固化材を混合した改良土を用いて施工する。盛土、埋戻、土地造成工法についても対象とする。ただし、石灰のみを添加して改良された改良土については、対象外とする。</li> <li>2. 本試験要領では、石灰パイル工法、薬液注入工法（水ガラス系・高分子系）、凍結工法、敷設材工法、表層排水工法、サンドマット工法、置換工法、石灰安定処理工法は対象外とする。</li> </ol>			

- (1) 配合設計、プラントにおける品質管理、若しくは改良土の供給時における品質保証の段階で実施する環境庁告示 46 号溶出試験（以下、「試験方法 4」という）

この試験は、固化材が適切かどうか、若しくは再利用を行う改良土からの溶出量が土壤環境基準値以下であるかを確認する目的で行う。本試験は改良土の発生者（以下、「供給する者」という）が実施し、利用者（以下、「施工する者」という）に試験結果を提示しなければならない。また、利用者は発生者から試験結果の提示を受けなければならない。環境庁告示 46 号溶出試験の方法は 2-1 (1) に同じ。

- (2) 施工後に実施する環境庁告示 46 号溶出試験（以下、「試験方法 5」という）

2-1 (2) に同じ。ただし、本試験は改良土を施工する者が実施する。

- (3) 施工後に実施するタンクリーチング試験（以下、「試験方法 6」という）

2-1 (3) に同じ。ただし、本試験は改良土を施工する者が実施する。

### 3. 供試体作成方法及び試験の個数

工事の目的・規模・工法によって必要となる供試体作成方法及び試験の数は異なるが、以下にその例を示す。

#### 3-1 セメント及びセメント系固化材を地盤改良に使用する場合

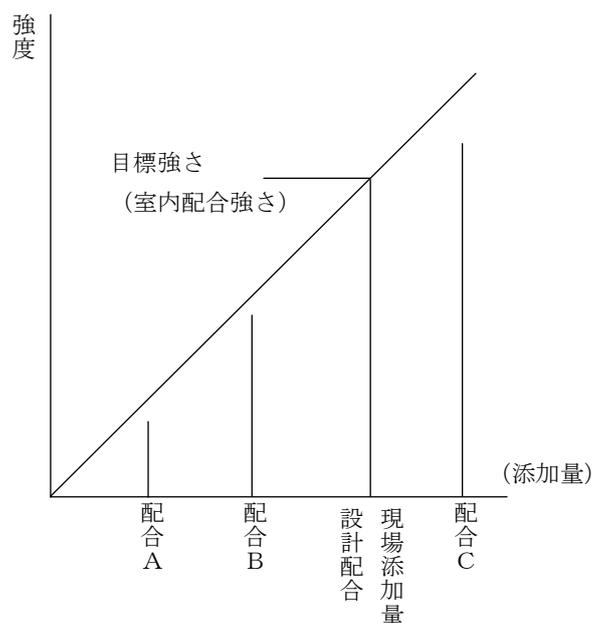
- (1) 配合設計の段階で実施する環境庁告示 46 号溶出

試験（「試験方法 1」に対して）

室内配合試験時の強度試験等に使用した供試体から、400～500 g 程度の試料を確保する。

配合設計における室内配合試験では、深度方向の各土層（あるいは改良される土の各土質）ごとに、添加量と強度との関係が得られるが、実際には右図のように、室内配合試験を行った添加量

（配合 A, B, C）と、現場添加量（目標強さに対応した添加量）とが一致しない場合が多い。そのため、室内配合試験のなかから、現場添加量に最も近い添加量の供試体（配合 C）を選び、各土層（あるいは改良される土の各土質）ごとに供試体（材齢 7 日を基本とする）を 1 検体ずつ環境庁告示 46 号溶出試験に供する。（添付資料 3 参照）



- (2) 施工後に実施する環境庁告示 46 号溶出試験（「試験方法 2」に対して）

現場密度の確認あるいは一軸圧縮強さなどの品質管理に用いた、若しくは同時に採取した試料（材齢 28 日を基本とする）から、400～500 g 程度の試料を確保する。なお、試料の個数は、（添付資料 4）のとおりとする。

- (3) タンクリーチング試験（「試験方法 3」に対して）

改良土量が 5,000m<sup>3</sup> 程度以上又は改良体本数が 500 本以上の規模の工事においては、施工後の現場密度の確認あるいは一軸圧縮強さなどの品質管理の際の各サンプリング地点において、できるだけ乱れの少ない十分

な量の試料（500 g 程度）を確保し、乾燥させないよう暗所で保管する。タンクリーチング試験は、保管した試料のうち「試験方法 2」で溶出量が最大値を示した箇所での 1 試料で実施する。

### 3-2 セメント及びセメント系固化材を使用した改良土等を再利用する場合

- (1) 配合設計、土質改良プラントの品質管理、改良土の供給時における品質保証の段階で実施する環境庁告示 46 号溶出試験（「試験方法 4」に対して）
- 1) 建設発生土及び建設汚泥の再利用を目的として、セメント及びセメント系固化材によって改良する場合  
室内配合試験による配合設計を行う場合は 3-1 (1) に同じ。ただし、配合設計を行わない場合においては、製造時の品質管理若しくは供給時における品質保証のための土質試験の試料を用いて、1,000m<sup>3</sup> 程度に 1 検体の割合で環境庁告示 46 号溶出試験を行う。（添付資料 3 参照）
- 2) 過去若しくは事前にセメント及びセメント系固化材によって改良された改良土を掘削し、再利用する場合  
利用者に提示する品質保証のための土質試験の試料を用いて、1,000m<sup>3</sup> 程度に 1 検体の割合で環境庁告示 46 号溶出試験を行う。（添付資料 3 参照）
- (2) 施工後に実施する環境庁告示 46 号溶出試験（「試験方法 5」に対して）  
3-1 (2) に同じ。ただし、「試験方法 2」を「試験方法 5」と読み替える。（添付資料 4 参照）
- (3) タンクリーチング試験（「試験方法 6」に対して）  
3-1 (3) に同じ。ただし、「試験方法 2」を「試験方法 5」と、「試験方法 3」を「試験方法 6」と読み替える。（添付資料 4 参照）

## 土壌の汚染に係る環境基準について(抜粋)

(平成3年8月23日環境庁告示第46号)

改正 平成5環告19・平成6環告5・平成6環告25・平成7環告19・平成10環告21

公害対策基本法(昭和42年法律第132号)第9条の規定に基づく土壌の汚染に係る環境基準について次のとおり告示する。

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項による土壌の汚染に係る環境上の条件につき、人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準(以下「環境基準」という。)並びにその達成期間等は、次のとおりとする。

### 第1 環境基準

- 1 環境基準は、別表の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の環境上の条件の欄に掲げるとおりとする。
- 2 1の環境基準は、別表の項目の欄に掲げる項目ごとに、当該項目に係る土壌の汚染の状況を的確に把握することができると思われる場所において、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合における規定値によるものとする。
- 3 1の環境基準は、汚染がもつばら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の別表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については、適用しない。

### 第2 環境基準の達成期間等

環境基準に適合しない土壌については、汚染の程度や広がり、影響の態様等に応じて可及的速やかにその達成維持に努めるものとする。

なお、環境基準を早期に達成することが見込まれない場合にあっては、土壌の汚染に起因する環境影響を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

### 別表

項目	環境上の条件	測定方法
六価クロム	検液1ℓにつき0.05mg以下であること。	規格65.2に定める方法
備考		
1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。		

### 付表

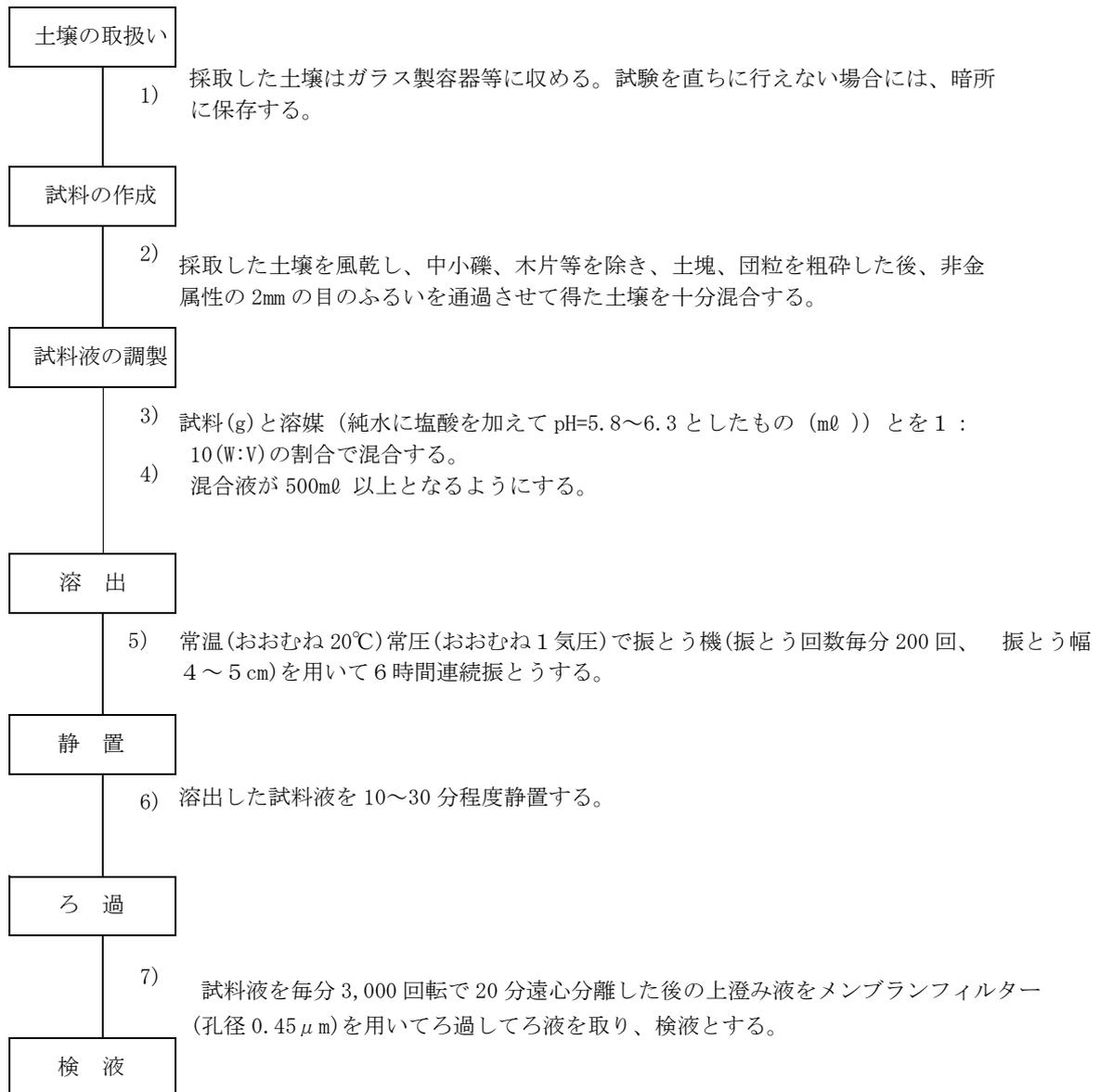
<p>検液は、次の方法により作成するものとする。</p> <p>1 カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB及びセレンについては、次の方法による。</p> <p>(1) 採取した土壌の取扱い 採取した土壌はガラス製容器又は測定の対象とする物質が吸着しない容器に収める。試験は土駿採取後直ちに行う。試験を直ちに行えない場合には、暗所に保存し、できるだけ速やかに試験を行う。</p> <p>(2) 試料の作成 採取した土壌を風乾し、中小礫、木片等を除き、土塊、団粒を粗砕した後、非金属製の2mmの目のふるいを通過させて得た土壌を十分混合する。</p> <p>(3) 試料液の調製 試料(単位g)と溶媒(純水に塩酸を加え、水素イオン濃度指数が5.8以上6.3以下となるようにしたもの)(単位ml)とを重量体積比10%の割合で混合し、かつ、その混合液が500ml以上となるようにする。</p> <p>(4) 溶出 調製した試料液を常温(おおむね20℃)常圧(おおむね1気圧)で振とう機(あらかじめ振とう回数を毎分約200回に、振とう幅を4cm以上5cm以下に調整したもの)を用いて、6時間連続して振とうする。</p> <p>(5) 検液の作成 (1)から(4)の操作を行って得られた試料液を10分から30分程度静置後、毎分約3,000回転で20分間遠心分離した後の上澄み液を孔径0.45μmのメンブランフィルターでろ過してろ液を取り、定量に必要な量を正確に計り取って、これを検液とする。</p>
---

## 分析方法と留意点

本指針で示した汚染土壌に係る分析方法の概要とその留意点は、次のとおりである。

(1) 土壌中重金属等の溶出量分析方法(土壌環境基準、平成3年8月23日付け環境庁告示第46号に掲げる方法)

### ①検波の作成(溶出方法)



②定量方法ア カドミウム、鉛、

六価クロム

(ア)フレイム原子吸光法(JIS K0102 の 55.2、54.2、65.2.2)

六価クロム

①試料の適量を採り、0.1~1mol/l の硝酸溶液とする。  
(注)懸濁物を含む場合はろ過する。

クロム(Ⅲ)が含まれる場合

(鉛、カドミウムの記述につき省略)

②500ml 以下の試料を採り、硫酸アンモニウム鉄(Ⅲ)溶液 1 ml、アンモニア溶液を加え、微アルカリ性で煮沸する。ろ過し、温硝酸アンモニウム溶液で洗浄する。ろ液と洗液を合わせ、硝酸を用いて 0.1~0.5mol/l の硝酸溶液とする。



イ ICP 発光分析法(JIS K0102 の 55.4、54.4、65.2.4)

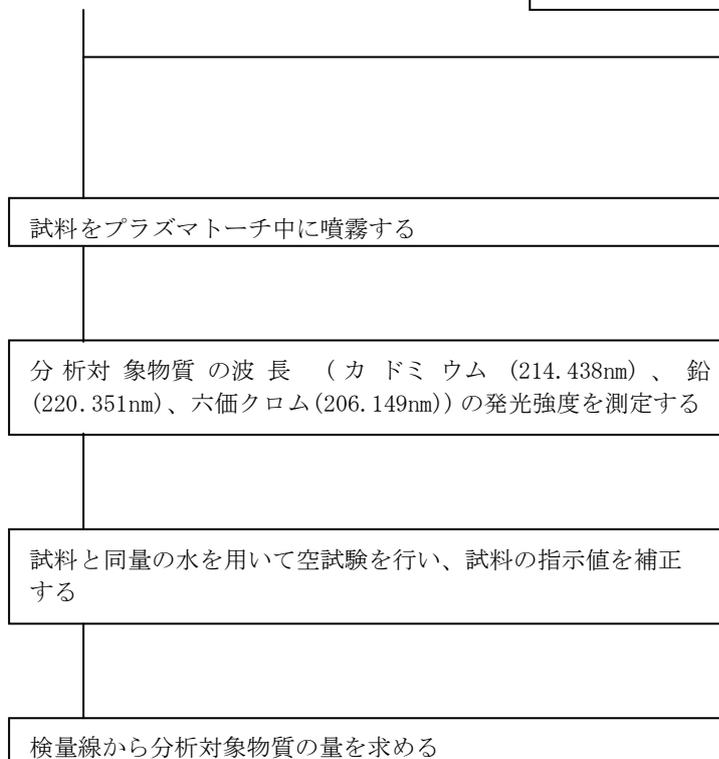
六価クロム

①試料の適量を採り、0.1~1mol/l の硝酸溶液とする。  
(注)懸濁物を含む場合はろ過する。

クロム(Ⅲ)が含まれる場合

(鉛、カドミウムの記述につき省略)

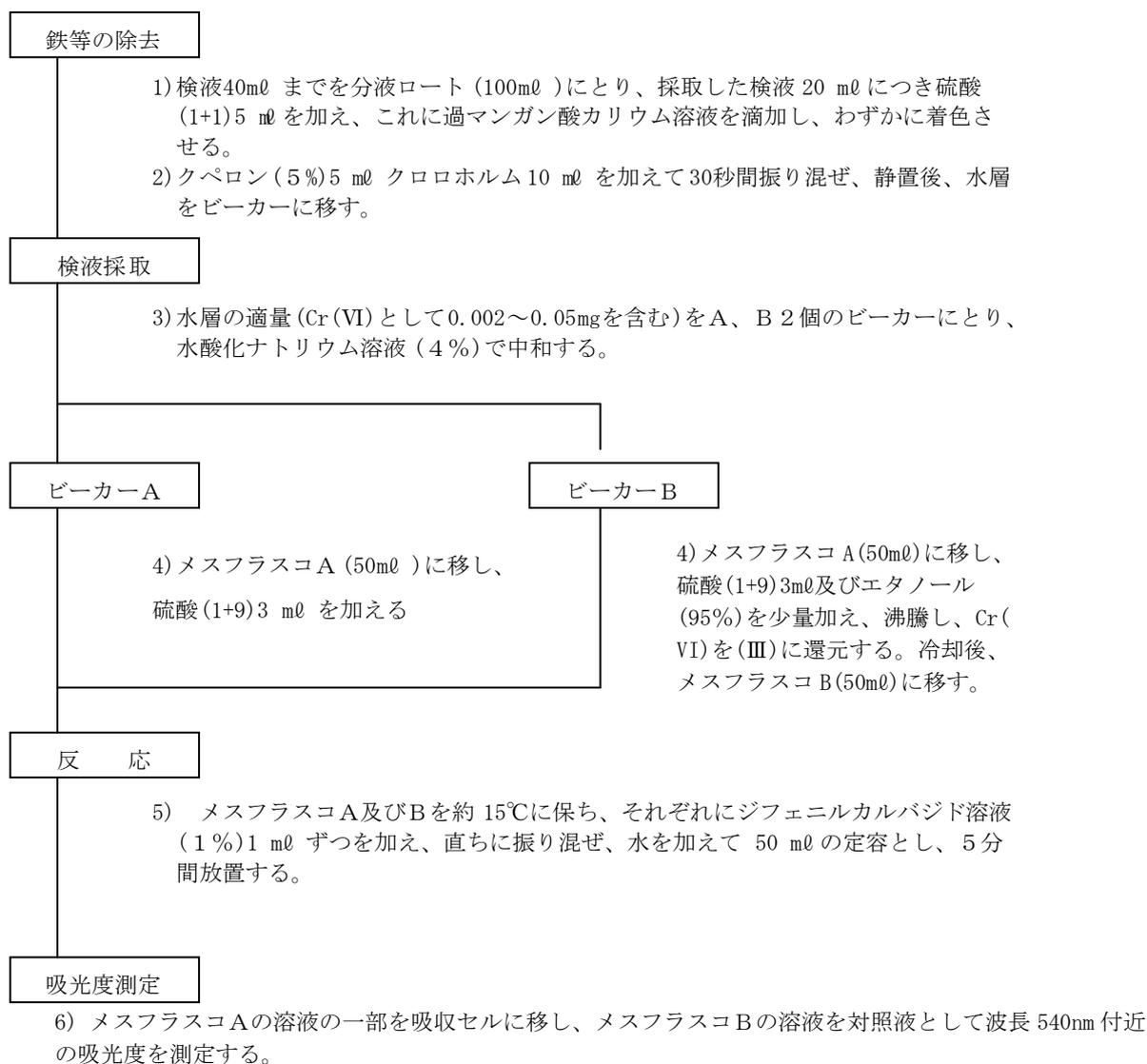
②500ml 以下の試料を採り、硫酸アンモニウム鉄(Ⅲ)溶液 1 ml、アンモニア溶液を加え、微アルカリ性で煮沸する。ろ過し、温硝酸アンモニウム溶液で洗浄する。ろ液と洗液を合わせ、硝酸を用いて 0.1~0.5mol/l の硝酸溶液とする。



※ジフェニルカルバジド吸光光度法は、三価クロムを含有する場合の全クロム量の測定には適用できない。

## ウ 六価クロム

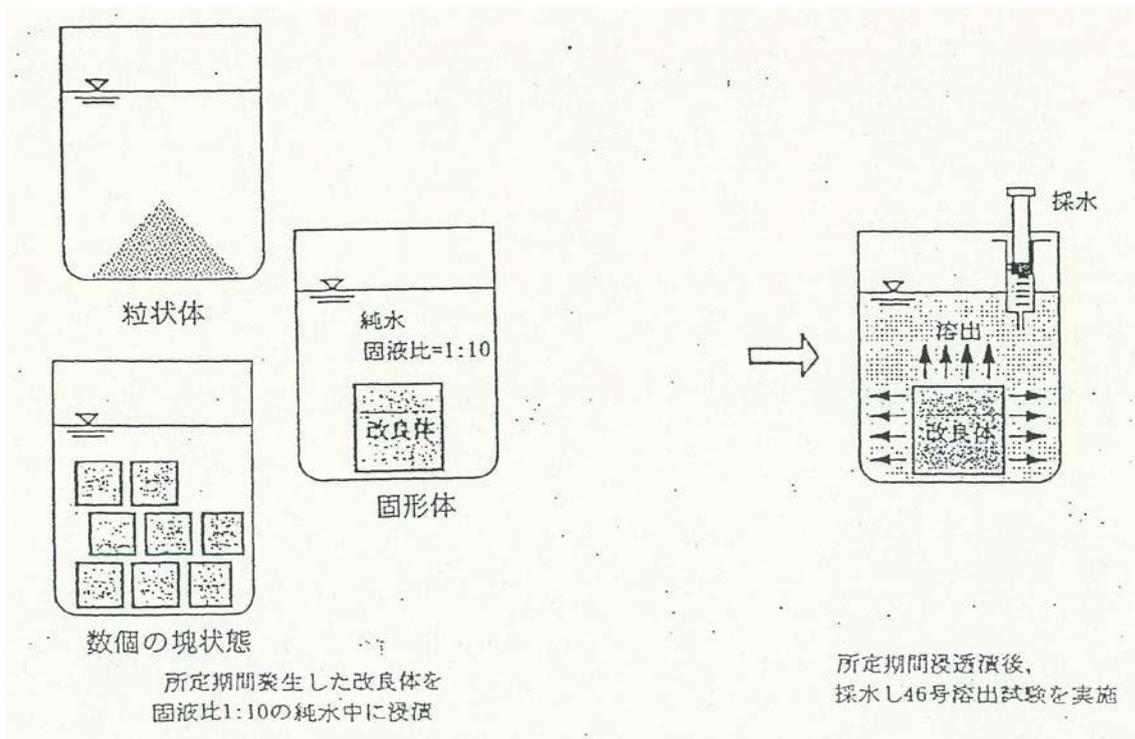
ジフェニルカルバジド吸光光度法 (JIS K0102 の 65. 2. 1)



## タンクリーチング試験について

タンクリーチング試験は下図のように、施工後の品質管理等の際に確保した試料を、塊状のまま溶媒水中に水浸し、水中に溶出する六価クロムの濃度を測定するものである。試験方法及び手順は以下のとおりである。

1. 施工後のサンプリング等で確保していた試料から 400 g 程度の供試体を用意する。供試体は環境庁告示 46 号の溶出試験のように、土塊や団粒を 2 mm 以下に粗砕せず、できるだけ塊状のものを用いる。その際、
  - 1) 一塊の固形物として確保できる場合は、固形物のまま
  - 2) 数個の塊に分割した状態の場合は、分割した塊の状態のまま
  - 3) 形状の保持が困難な粒状の状態では確保されるものについては、粒状のままを供試体とする。形状寸法は定めない。
2. 溶媒水として純水を使用する。純水の初期の pH は 5.8~6.3 とする。
3. 非金属製の容器を準備し、採取試料 400 g 程度を容器内に置く。その後、所定量の溶媒水(固液比 1 : 10、試料の乾燥重量の 10 倍体積の溶媒水 = 4 l 程度)を充填し、供試体のすべてが水中に没するよう水浸させる。水浸の際にはできるだけ供試体の形状が変化しないよう注意し、水浸直後の供試体の状況をスケッチにより記録する。
4. 容器を密封後、20℃の恒温室内に静置する。この間、溶媒水の pH 調整は行わない。
5. 水浸 28 日後に溶媒水を採水し、六価クロムの濃度測定を行う。濃度測定は(添付資料 1)に示した JIS K0102 の 65.2 に定める方法とする。採水の際には溶媒水を軽く攪拌した後、濃度測定に必要な分量を採取し、孔径 0.45 μm のメンブランフィルターにてろ過する。
6. 試験終了後には、水中での供試体の状態をスケッチし記録する。



配合設計の段階（施工前）に行う溶出試験

ケース	条件		検体数	試験実施段階	備考
セメント及びセメント系固化材を地盤改良に使用する場合			各土層×1検体	設計時又は現場着手前	表層安定処理工法、路床工、上層・下層路盤工、改良土盛土工などの工法にセメント系の改良土等を使用する場合で、その土量が100m <sup>3</sup> 未満の場合は省略
セメント及びセメント系固化材を使用した改良土等を再利用する場合	建設発生土及び建設汚泥をセメント及びセメント系固化材によって改良する場合	配合設計を行う場合	各土層×1検体	プラント供給時	
		配合設計を行わない場合	1,000m <sup>3</sup> に1検体		
	過去等にセメント及びセメント系固化材によって改良された改良土を掘削し、再利用する場合		1,000m <sup>3</sup> に1検体		

注) 石灰のみ添加の改良土については、本試験の対象外とする。

施工後に実施する試験（環境庁告示 46 号溶出試験）

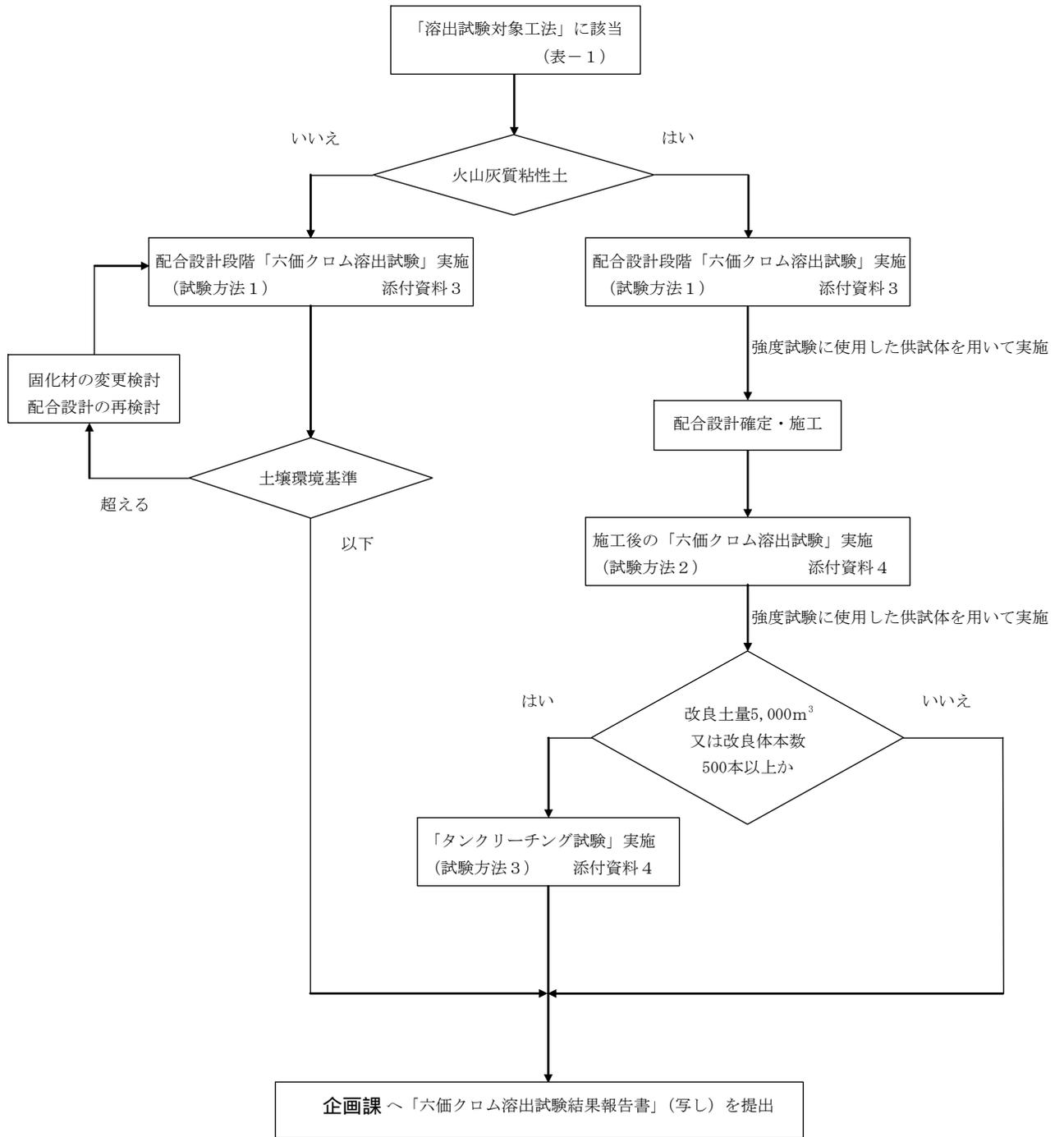
工 法	工 事 規 模		検 体 数	試験実施段階	備 考
表層安定処理工法、路床工、 上層・下層路盤工、改良土盛土工など	1 工事あたりの改良土量	100 m <sup>3</sup> 未満	—	—	
		100～1,000 m <sup>3</sup> 未満	1 検体		
		1,000～5,000 m <sup>3</sup> 未満	3 検体		
		5,000 m <sup>3</sup> 以上	1,000 m <sup>3</sup> 毎に1 検体		
深層混合処理工法薬液注入工 法地中連続壁土留工など	改良体の長さ（5m 未満）	改良体本数 100 本未満	1 本×1 深度	施工後	代表 1 深度 （1 検体／本）
		100～500 本未満	3 本×1 深度		
		500 本以上	（3 本+250 本増毎に 1 本）×1 深度		
	改良体の長さ（5m 以上）	改良体本数 100 本未満	1 本×3 深度		上・中・下 3 深度 （3 検体／本）
		100～500 本未満	3 本×3 深度		
		500 本以上	（3 本+250 本増毎に 1 本）×3 深度		

施工後に実施する試験（タンクリーチング試験）

工 法	対 象 工 事	検 体 数	試験実施段階	備 考
表層安定処理工法、路床工、 上層・下層路盤工、改良土盛土工など	1 工事あたりの改良土量が 5,000 m <sup>3</sup> 以上の工事	1 検体	施工後	施工後の溶出試験で最大値を示した箇所の検体を使用
深層混合処理工法薬液注入工 法地中連続壁土留工など	改良体の本数が 500 本以上の工事			

注) 石灰のみ添加の改良土については、両試験の対象外とする。

「六価クロム溶出試験」の実施フロー



## 2 7 交通誘導状況写真撮影要領

工事請負共通仕様書

共通編

平成23年3月

大阪市建設局

添付資料 34 交通誘導状況写真撮影要領

参照

## 28 事故報告書

# 【目 次】

## 事故発生時各種報告様式

様式 A	(事故第 報聞き取りシート)	・ ・ ・ ・	P 1
様式 B - 1	(事故報告書)	・ ・ ・ ・	P 2
様式 B - 2	(事故発生経過)	・ ・ ・ ・	P 3
様式 B - 3	(事故再発防止対策)	・ ・ ・ ・	P 4
様式 B - 4	(事故発生概要)	・ ・ ・ ・	P 5
様式 B - 5	(事故発生時 施工体制図並びに人員)	・ ・ ・ ・	P 6
様式 C	(工事一時中止願)	・ ・ ・ ・	P 7
様式 C 別紙	(工事一時中止願理由書)	・ ・ ・ ・	P 8
様式 D	(顛末書)	・ ・ ・ ・	P 9
様式 F	(工事一時中止指示書)	・ ・ ・ ・	P 10
様式 G	(工事再開承諾願)	・ ・ ・ ・	P 11
様式 H	(工事再開承諾書)	・ ・ ・ ・	P 12

## 【様式A】

事故第 報聞き取りシート

キーワード					
現在日時					
発生日時					
事業所名	担当者		電話番号		
工事名					
受注者	現場責任者		電話番号		
工期	平成	年	月	日	
発生場所	区				
道路名	幅員等		車線・方向		
被災者  (多人数は別紙)	工事関係者・第三者・無し (○で囲う)			人数	
	氏名・職名		年齢	性別	特徴
	被災の程度				
	被災直後の状況				
	その後の状況				
事故内容 (作業内容 責任者等)					
交通状況 事故影響					
被害状況	被害場所	区			
	被害物件				
	被害程度				
事故状況	※時系列で記載				
関係者 連絡状況					
現在状況					
今後の予定					
その他 (プレス・報道関 係等の有無)					

平成 年 月 日

クリアウォーターOSAKA株式会社 様

印

## 事故報告書

この度、  
 の  
 ご迷惑をお掛けし、誠に申し訳なく衷心よりお詫び申し上げます。  
 なお、事故原因等の詳細につきましては、次のとおりご報告申し上げます。

### 記

発注者						
工事名称						
契約日	平成	年	月	日		
工期	平成	年	月	日		
現場代理人						
発生現場	区					
発生日時	平成	年	月	日 ( )	時 分	
事故概要						
被害者	氏名				年齢	性別
	住所					
	症状					
	加療期間					
	加療機関					
加害者	氏名				年齢	性別
	住所					
特記事項						



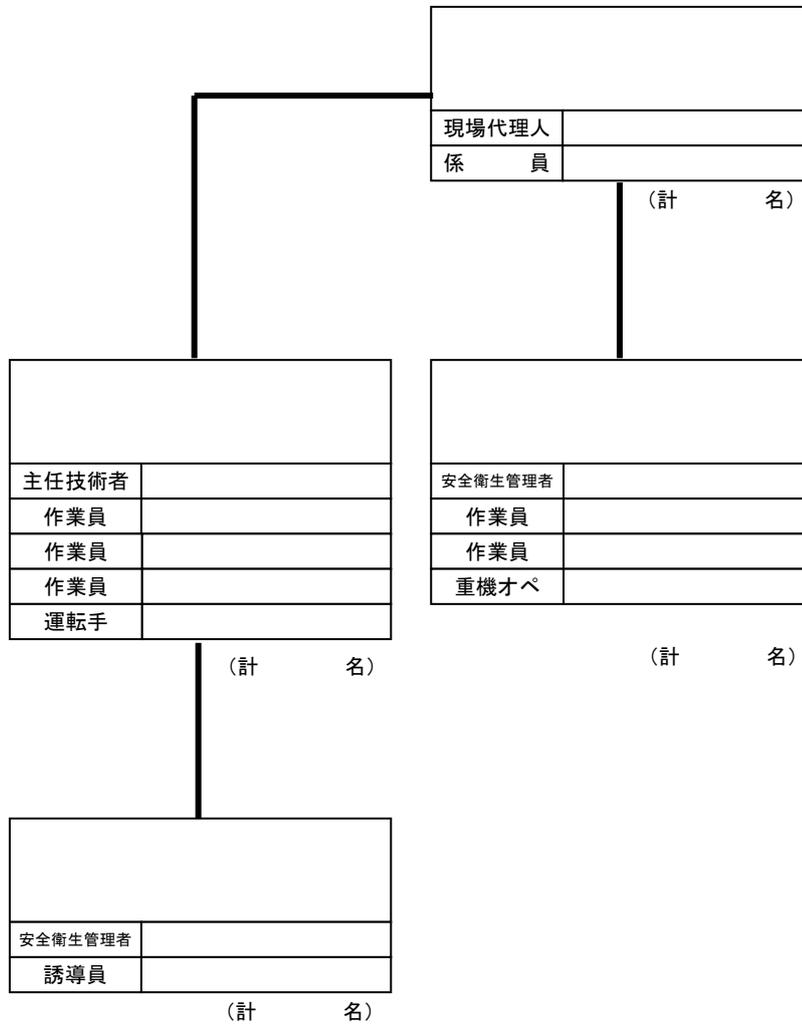


## 事 故 発 生 概 要

工事名称	
受注者	
現場代理人	
発生日時	平成 年 月 日 ( ) 時 分
発生場所	区
事故の主内容	
事故概要	
事故原因	
(人的要因)	----- ----- -----
(管理的要因)	----- ----- -----
(物的要因)	----- ----- -----
当作業に関わる指示 (事故当日について)	
機械に関わる事故の場合	
被害者の状況 ( 第3者 ・ 工事関係者)	
事故後の処置	
(人的被害 に対して)	----- ----- -----
(管理的被害 に対して)	----- ----- -----
(物的被害 に対して)	----- ----- -----
その他特記事項	

事故発生時

施工体制図並びに人員



【様式C】

平成 年 月 日

## 工 事 一 時 中 止 願

クリアウォーター-OSAKA株式会社 様

印

---

次の工事について、施工の安全が確保されるまで、工事の一時中止をいたしますので、  
ご了承いただきたくお願いいたします。

記

工事契約番号 : \_\_\_\_\_

工事名称 : \_\_\_\_\_





【様式 F】

平成 第 年 月 日

## 工 事 一 時 中 止 指 示 書

様

クリアウォーター-OSAKA株式会社 印

---

次の工事について、施工の安全が確保されるまで、工事施工の一時中止を指示する。

記

工事契約番号：

工事名称：

その他：

【様式G】

平成 年 月 日

## 工 事 再 開 承 諾 願

クリアウォーター-OSAKA株式会社 様

印

---

平成 年 月 日付け 第 号で、工事一時中止指示のありました、次の  
工事において、施工の安全が確保される体制が整いましたので、工事再開の承諾をいた  
きたく、お願いいたします。

記

工事契約番号 : \_\_\_\_\_

工事名称 : \_\_\_\_\_

関連資料 : 別紙のとおり \_\_\_\_\_

【様式H】

平成 第 年 月 号日

# 工 事 再 開 承 諾 書

様

クリアウォーター-OSAKA株式会社 印

---

下記の工事の再開を承諾します。

記

工事契約番号：

工事名称：

その他：

## 2 9 建設工事事務データベース記入要領〔受注者用〕

工事請負共通仕様書

共通編

平成23年3月

大阪市建設局

添付資料 36 建設工事事務データベース

記入要領〔受注者用〕参照